

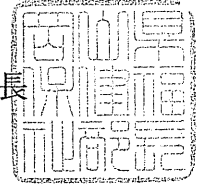


医推第3515号

平成23年4月1日

(社)岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部長



医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に
基づく有床診療所の取扱いについて

保健福祉行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、地域に特に必要とされる一般病床を有する診療所を円滑に整備するために、この度岡山県では、届出により一般病床を設置することができる診療所の審査基準及びその取扱要領を別紙のとおり定めたので、その内容について御了知いただくとともに、併せて、貴所属の会員へ周知方お願い申し上げます。

なお、本通知につきましては、岡山県のホームページ上に記載しておりますことを申し添えます。

記

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

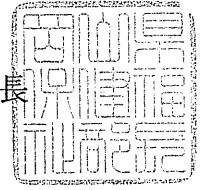


医推第3515号

平成23年4月1日

(社) 岡山県病院協会長 殿

岡山県保健福祉部長



医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に
基づく有床診療所の取扱いについて

保健福祉行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、地域に特に必要とされる一般病床を有する診療所を円滑に整備するために、この度岡山県では、届出により一般病床を設置することができる診療所の審査基準及びその取扱要領を別紙のとおり定めたので、その内容について御了知いただくとともに、併せて、貴所属の会員へ周知方お願い申し上げます。

なお、本通知につきましては、岡山県のホームページ上に記載しておりますことを申し添えます。

記

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

届出により診療所に一般病床を設置することができる特例措置に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の3の規定により、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に該当し、知事の許可を受けないで届出により一般病床を設けようとする場合の取扱いについて定める。

(事前協議の申出)

第2条 医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所（以下「病床設置特例診療所」という。）に該当するとして当該診療所に一般病床を設置し又は増床しようとする開設者又は開設予定者（以下「事前協議申出者」という。）は、当該診療所が病床設置特例診療所に該当するか否かについて、あらかじめ協議するため、事前協議申出書を開設地の保健所長を経由して知事に提出するものとする。

(岡山県医療審議会の意見)

第3条 知事は、前条に定める事前協議のあった診療所が病床設置特例診療所に該当するか否かについて、岡山県医療審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める審査基準（以下「審査基準」という。）に適合する診療所（以下「審査基準適合診療所」という。）は、病床設置特例診療所として、岡山県医療審議会（以下「医療審議会」という。）の議を経て、了承されたものとみなす。

3 知事は、前条の事前協議申出書が提出されたときは、必要に応じて事前協議申出者及び関係機関に対して、補正を求めて又は意見を聴いて、審査基準に適合するか否かを判断し、その結果を事前協議申出者に通知する。この場合において、審査基準適合診療所に該当しないと判断したときは、知事は、必要とされる医療に関する地域の実情を考慮して、病床設置特例診療所に該当するか否か、医療審議会の意見を聴くものとする。

(岡山県保健医療計画への記載)

第4条 審査基準適合診療所として知事が認めたとき、又は前条第3項後段の規定による医療審議会の意見を聴いて病床設置特例診療所として了承されたときは、当該診療所の名称等が、岡山県保健医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。）に記載されたものとみなす。

(診療所の運営変更)

第5条 病床設置届出診療所に該当すると認められた事前協議申出者は、一般病床の設置又は増床の届出を行う前に、第2条の規定により提出した事前協議申出書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、別途指示を受けるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(別表)

届出により一般病床を設置することができる診療所に係る審査基準

次表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる基準に適合する診療所は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に該当するものとみなす。

区 分	基 準
1 居宅における医療の提供の推進のために必要な診療所(医療法施行規則第1条の14第7項第1号関係)	診療報酬上の在宅療養支援診療所の届出をしている診療所、又は届出を行うことを確約する診療所
2 へき地に設置される診療所(医療法施行規則第1条の14第7項第2号関係)	現在「無医地区」若しくは「準無医地区」である地域に設置される診療所、又は当該診療所が廃止された場合には「無医地区」若しくは「準無医地区」となる地域に設置されている診療所
3 周産期医療の推進に特に必要な診療所(医療法施行規則第1条の14第7項第3号関係)	産科又は産婦人科を標榜し、産婦人科専門医を置いて、分娩を取り扱う診療所
4 小児医療の推進に特に必要な診療所(医療法施行規則第1条の14第7項第3号関係)	小児科を標榜し、小児科専門医を置いて、小児の入院医療及び救急医療を行う診療所

様式

年 月 日

岡山県知事

殿

事前協議申出者 住所
" 氏名 印
電話 ()

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所
の所在地並びに代表者の職及び氏名〕

届出により一般病床を設置することができる診療所に係る事前協議申出書

医療法第7条第3項の規定による厚生労働省令に定める場合に該当し、診療所へ一般病床を設置又は増床したいので、届出により診療所に一般病床を設置することができる特例措置に係る取扱要領第2条の規定により、事前協議を申し出ます。

診療所の病床の設置等に係る計画書

(1 / 3)

診療所の名称 (予定)	
診療所の所在地(予定)	
医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所の区分	①居宅における医療の提供の推進のために必要な診療所 ②へき地に設置される診療所 ③周産期医療の推進に特に必要な診療所 ④小児医療の推進に特に必要な診療所
病床設置等予定年月日	平成 年 月 日予定
病床設置等の理由・目的	
診療科目	
病床数	1 今回、設置又は増床する病床数 一般病床 床 2 既設置の病床数 一般病床 床 療養病床 床 3 合計 一般病床 床 療養病床 床 合計 床
他に開設している病院又は診療所 (名称・所在地)	
担当者連絡先	
住所	
担当者 職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所の区分ごとに、各項目を記載のこと。	
診療所の区分	項 目
① 居宅における医療の提供の推進のために必要な診療所	中国四国厚生局岡山事務所への届出（予定）年月日 在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出 平成 年 月 日
	----- ① 在宅時医学総合管理料に係る施設基準に係る届出 平成 年 月 日 / 届出予定なし ② 在宅末期医療総合診察料に係る施設基準に係る届出 平成 年 月 日 / 届出予定なし 申立前、1年間の在宅療養等を担当した患者等の状況 ① 担当患者実数 _____ 人（うち自宅で死亡した患者数 _____ 人） ② 往診・訪問診療の回数 _____ 回
② へき地に設置される診療所	診療所を設置する無医地区又は準無医地区の名称 ※ 設置する診療所の位置図を添付のこと。
	----- 標榜診療科名 申立前、1年間の患者延数 _____ 人
③ 周産期医療の推進に特に必要な診療所	標榜診療科名 産科専門医の氏名 及び 専門医登録年月日 ※ 認定証の写しを添付のこと。
	----- 申立前、1年間の分娩件数 _____ 例
④ 小児医療の推進に特に必要な診療所	標榜診療科名 小児科専門医の氏名 及び 専門医登録年月日 ※ 認定証の写しを添付のこと。
	----- 申立前、1年間の患者延数 _____ 人 うち15歳未満の患者延数 _____ 人 うち3歳未満の患者延数 _____ 人

申出に係る診療所が、新たに一般病床を設置又は増床することにより、当該地域に対してどのように良質かつ適切な医療を提供していくのか、当該地域に果たす役割や計画、考えなどを自由に記載のこと。

特に当該診療所の有する医療機能の内容及び他の医療機関等との連携の状況について、具体的に記載のこと。